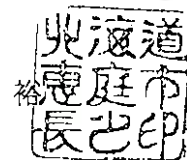


恵庭市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月18日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第52号

恵庭市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則（昭和49年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「☎」を「電話番号」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「@」を削り、「☎」を「電話番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。